

教科・「科目」	工業・「建築法規」	単位数	学習形態	学年	履修学科、必修・選択の別等
		2	座学	3	建築科選択科目

### 1. 目標と評価規準

目標	建築関係法規の基礎的な知識を習得させ、建築物の設計、施工管理などに活用する能力と態度を育てる。		
評価の観点と比重	評価規準		評価の方法
関心・意欲・態度 (15%程度)	建築法規に関する諸課題について関心を持ち、その改善・向上を目指して主体的に取り組もうとするとともに、実践的な態度を身に付けている。		学習状況 発表 提出物等
思考・判断・表現 (15%程度)	建築法規に関する諸課題の解決を目指して思考を深め、基礎的・基本的な知識と技術を基に、技術者として適切に判断し、表現する創造的な能力を身に付けている。		学習状況 発表 提出物 定期考査等
技能 (30%程度)	建築法規の各分野に関する基礎的・基本的な技術を身につけ、環境に配慮し、ものづくりを合理的に計画し、その技術を適切に活用している。		学習状況 発表 提出物 定期考査等
知識・理解 (40%程度)	建築法規の各分野に関する基礎的・基本的な知識を身に付け、現代社会における工業の意義や役割を理解している。		提出物 定期考査等
使用教材等	建築法規(実教出版) 建築基準法令集(建築資料研究社)		

### 2. 年間指導計画

学期	月	単元・教材名	主な学習内容	ICT利活用
1 学期	4	3 良好な都市環境をつくるための規定 ・都市計画法と建築基準法	建築物が集団になっている場合の技術基準(集団規定)を学ぶ。 都市計画法の目的、建築基準法の集団規定の目的	学習用パソコンに資料を提示 電子黒板に資料を提示 学習用パソコンに問題を配信
	5	・土地利用	都市計画区域の区分、用途地域、特別用途地域、防火地域・準防火地域、高層住居誘導地域	
	6	・道路と敷地 ・密度に関する規定	道路の種類と基準、敷地と道路の関係、道路内の建築制限、敷地面積の最低限度 密度の意味、建ぺい率、容積率	
	7	・形態に関する規定 ・良好なまちづくり	建築物の高さの制限、建築物の各部分の高さの制限、日影による中高層の建築物の高さの制限 地区計画、景観地区、建築協定、総合設計・特定街区、一の敷地とみなすこと等による総合的設計	
2 学期	9	4 手続きなどの規定 ・手続きのあらまし	建築に必要な手続きを学ぶ。	学習用パソコンに資料を提示 電子黒板に資料を提示 学習用パソコンに問題を配信
	10	・手続きに関係する機関	建築主事、指定確認検査機関、指定構造設計適合性判定機関、特定行政庁、建築審査会	
	11	・着工まえの手続き ・工事中的手続き	建築物の設計と工事監督、建築確認 施工状況の報告、検査、工事現場に関する手続き	
	12	・使用中の手続き ・違反建築物などに対する措置 ・その他の制度	維持保全の義務、定期報告、定期検査(公共建築物の維持保全) 是正の命令など、違反建築物の設計者などに対する措置、危険な建築物に対する措置 適用の除外、制限の緩和、不服申立て、罰則	
3 学期	1	5 各種の関係法規 ・企画段階にかかわる法規	建築基準法以外の建築法規について学ぶ。 敷地条件にかかわる法規、建築資金にかかわる法規	学習用パソコンに資料を提示 電子黒板に資料を提示 学習用パソコンに問題を配信
	2	・設計と工事の段階にかかわる法規 ・良好な建築を促進する法規 ・その他の法規	建築士法(設計と工事管理)、建設業法(建築工事の施工)、工事の安全管理と衛生管理、環境の保護 バリアフリー新法、対審改修促進法、良質な住宅供給を促進する法律、都市景観の整備・保全 取引・登記に関する法規、所有・利用・管理に関する法規、その他	
	3			

備考	
----	--